

会議名 (審議会等名)		平成21年度 第6回 川西市産業ビジョン推進委員会 商業振興方策検討部会		
事務局 (担当課)		市民生活部 地域活性室 商工・観光課		
開催日時 開催場所		平成22年2月19日(金) 午後6時～ 市役所4階 庁議室		
出席者	委員	佐々木部会長 上野部会委員 田中部会委員 河野部会委員 高畑部会委員		
	その他	オブザーバー 川西市商工会 事務局長 コンサルタント 関西計画技術研究所 主任研究員		
	事務局	多田市民生活部長 大森地域活性室長 大南商工・観光課長 丸野課長補佐 福美主任		
傍聴の可否		可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 条例の内容について 2. その他		
会議結果		別紙のとおり		

## 1. 条例の内容について

部会長

今回ご欠席の委員さんからは適宜ご意見を伺うよう、事務局で調整をお願いいたします。

それでは、まず、お手元にございます条例比較表を見て、右端の商工会の条例案についてご意見をいただければと思っておりますが、いきなりでは難しいと思いますので、条例案の中身や意味、思いなどをご紹介いただければと思います。

部会委員

商工会案について読みあげて説明。

オブザーバー

商工会案となっておりますが、この案につきましても、商工会と商店連盟が一緒につくったものです。高槻市の条例がベースとなっておりますが、検討当初は高槻市の条例が一番身近であることから参考としました。

ただ、高槻市は大きな都市でありまして、商店街が多くあります。その商店街の活性化を図るということが第一義的に盛り込まれています。商店街の組織に入っておられない方に組織に入っただき、商店街を良くすることによって、まちなかを良くしようという二段構えの考え方から出てきた条例ではないかと思っております。

川西市の場合は、高槻市のように大きな商店街が密集したようなところはございませんので、商店会組織が活性化することによってまちなかを良くしていこうという考え方がございますので、各条項によっては違ってくるところもございます。それが一番表れておりますのが、定義の部分で高槻市では「事業者」「商店街」「小売市場」等がございますが、案では「商業者」「大型店」「商店会」「経済団体」の4つしか規定しておりません。

部会長

商工会案については、あくまでもたたき台です。前回の議論なども踏まえて、まずはご意見ををお願いいたします。

部会委員

前回の検討部会では、地域貢献を条例に入れるべきであるという意見が出たと思いますが、この案では、地域貢献についてはわずかに触れているだけで具体的な記載がないように思います。

高槻市の場合は商店街のマンパワーによる動きで結束し、商店街を活性化しようという動きになっています。

ところが、川西の場合は商店会の組織力がほとんどないように思います。中心市街地においては、ほとんどと言っていいほど組織力がな

い状態です。活性化につながるようなことは、本来であれば商業者自らがやらなくてはいけないと思います。まずは自立を優先すべきことだと思います。

前回も申しあげましたように、商工業者の支援としては、既に融資あっせん制度がありますし、イベントに対する補助もありますので、商業者に対する「市の施策」は既にあるように思います。藤沢市は「市の責務」という表現になっており、助成金などについては記載されておられません。市民の立場としては、市の財政が厳しい中で、新たな助成金、補助金などの支出をうたうような内容は好ましくないと思います。

大型店については、藤沢市は具体的な地域貢献の内容を記載していますが、この案については、地域貢献を入れるべきという方向性があったにも関わらず、大型店が何をやるのかということが一切記載されていません。個人的には入れるべきだと思います。

川西市の状況をみると、中心市街地を活性化させなくてはいけないということについて頭の中ではわかるのですが、中心市街地については阪急がほとんどを占めていますので、阪急の協力抜きには中心市街地の活性化は考えられないように思います。

阪急の高架下などにも有力な商店を呼びこんでいますが、アステなどは努力が足りないように思います。

それと、三角地帯を開発しない限り中心市街地の活性化は厳しいと思いますが、市にそれを求めるのは無理ですので、阪急をもっと引っ張りこまないと中心市街地の活性化は難しいと思います。その代わりに、三角地帯を開発し、大きなビルが建設されれば、はっきり言って個人の商業者はほとんどつぶれてしまうと思います。

そうすると、個人の集まりである商店会を維持できるのかと言うと、なかなか難しいと思います。そのような中で、条例をつくっても商業の活性化にはあまりつながらないように思います。明らかに高槻市と藤沢市、川西市とは状況が違います。条例の中に商店会への加入促進についての項目が入れば望ましいとは思いますが、強制力はありませんので、本当に効果があるのかが未だに疑問に思います。

高槻市は中心商店街の話が中心で、自民党政権の政策のもとで進められてきたものですが、川西市については中心市街地に商店街と呼ばれるものがないので、同じ発想だとうまくいかないように思います。

#### 部会委員

地域貢献については、商工会案にもパラパラと入っているように思います。あと、第5条の2で「愛される商店会」という表現がありますが、なぜこのような表現にしたのでしょうか。例えば、「頼れる商店会」など他にも表現があるように思いますが、なぜ「愛される商店会」としたのでしょうか。

#### 部会委員

高槻市と川西市とは人口も地形も違います。大きな商店会は本市にはありません。商店会は残っていますが、加入率が少ない中で商業者は

がんばっております。その割には、本市は、大型店がたくさん出店しております。そして、地域の商店街が何かをしようとしても、商店街だけではできない状況にあります。そうであれば地域の大型店やコンビニにも協力をしていただきながら、地域の活性化を図るということでこのような条例を作ってもらってもいいのではないかと、という発想で条例案を作成しました。

「愛される商店会」という表現については、「商店街に行ってよかったな」とか「地域の活性化を目的として営業しているな」という意味で考えております。

たとえ年に1回でも、地元の商店街と大型店とが一緒になってイベントや活性化に向けた取り組みを進めていくことができるのが「愛される商店会」だということをご理解いただければと思っております。

部会委員

かなり情緒的な表現になっており、捉え方がたくさんあるように思います。

部会委員

確かに、主観によるものがあるとは思いますが。捉え方は色々あるように思います。

部会委員

条例ができて本当に活性化につながるのかという感じはあります。商店会からはずれてしまう商店は結構あるのでしょうか。

部会委員

そうですね。商店会に加入して欲しいと声をかけても、なかなか加入してもらえません。

阪急やアステのようなハコモノがあれば、「組織に入ってください」という規定で店舗を募集しますが、商店会は今まで加入していた店舗がやめられて、その地域に新しい店舗が入ってきても、なかなか加入してもらえません。商店会からはずれたところで開店している店舗では、「うちは関係ない」ということで独自でやっておられるところもたくさんあります

部会委員

「定義」の(3)で「法人格を有しない」とありますが、こういうものは自由につくれるのでしょうか。

部会委員

任意の商店会と法人格を持った協同組合の商店会があります。任意でもつくれます。

部会委員

大和の商店会はどうなのでしょう。

オブザーバー

あちらは任意の団体になります。協同組合法で言われている協同組合について、一般的には同じ業種で集まる業種組合というものがあります。そしてもう1つは、高槻のような商店街でエリアがはっきりわかるものについては、エリア内で事業を営んでおられる方が組織して法人化されたものがあります。

こちらの方は川西にはあまりありませんが、部会委員のところはある程度エリアを限定して法人格をもっておられます。大和がその典型だと思いますが住宅地なので商売をされている方が組織している商店会については法人格を持たない任意組織となります。大半のところはそのような形になっていると思います。

高槻市の商店街については、誰が見ても形態がわかるようなものを見ておきまして、商店会というのはあくまでも組織として捉えております。言葉が似ておりますので混同しやすいのですが。

部会委員

川西市にも商店会はたくさんあると思いますが、それらの全部の集まりが商店連盟ということなのではないでしょうか。

部会委員

そうです。現在では商店連盟には11団体が加入しております。多田地域は色々な商店街が集まって会をつくり1つになっております。我々は能勢口に限定して協同組合をつくっております。一時は16団体あったのが、今は11団体となっています。会員も1,000人近くいたのが、今は240～250人程度となっています。川西市で法人格を持っている団体は4つです。

部会委員

大阪府にも地域貢献の内容が入っています。このような条例をつくるのであれば、地域貢献を入れないと市民の納得は得られないと思います。基本理念の中でも「市民の理解と協力」という表現が使われていますが、この表現のうち「理解」はしたいと思いますが、「協力」とは何でしょうか。うたい文句だとは思いますが、本当に商業の活性化につながる内容として、市民の協力とは何があるのでしょうか。

市の状況をみると、商店会はありますが、商店街は市内にほとんどありません。商店街は中心部にあるくらいだと思います。その中で本当に活性化につながるような条文としては何があるのでしょうか。それだったら、市の既存の施策を商業者に対してもっと周知していく方がいいのではないのでしょうか。川西まつりにも補助金が出ていますし、商店会のイベントにも補助金が出ていますので、そちらを充実していった方がいいと思います。

加入率をアップするような目的であれば条例はいいのかもしれませんが、基本的には商業者の努力が一番大事であり、行政が強制はできないと思います。

## 部会委員

現実に、コンビニやチェーン店に対して加入をお願いしても、「うちは独自で商売をしている」ということで全く加入してくれる気配もありません。やはり資本力には負けてしまいます。もともと地元の商売人が大きなところに負けて商店街が衰退しております。何回も足を運んでも加入をしてくれないというのが現実です。

## 部会委員

それはわかります。だからこそ、連携や加入促進のために必死にならなくてはいけないのです。大きな資本に一人の商業者が立ち向かうことなんてできません。商業者がまとまることによって、大きな資本ともある程度話し合いができるのだと思います。

個人がいくらがんばってもそれは無理だと思います。限界があります。新しく入ってくる人もあると思いますが、市が「絶対商店会に入ってくれ」とは言えません。ただ、加入してくれないのは、組織の努力が足りないのか、もともと商売をやっている人が独自でやっていくというスタンスなのかはわかりませんが。

## 部会委員

加入率を高める為に条例をつくるということではなく、今まで先輩たちが商店会として努力してお祭りなどもやってきましたが、大型店などの出店で個人業者が衰退してきました。道の掃除などにしても、地元の商業者がしているので、そのようなところも大型店も協力してもらいたいという思いで条例を考えております。「商店街は商店街、うちはうち」という考えを多分に持っているお店もありますので、できるだけ協力をしてもらうための条例と考えています。

今までは、大和、能勢口、久代と地元の商店街が一生懸命地域貢献をしてきたというのが現状だと思います。防犯に対してもそうだと思います。ただ、今はそのような力が商店街にはなくなってきております。

## 部会委員

藤沢市の条例にも防犯などの取り組みが具体的に記載されていますが、これが本当に商業者の活性化につながるのでしょうか。

## 部会委員

条例については、つくらないよりかはつくった方がマシということで、他市さんでも条例をつくられたのだと思います。平成16年から平成19年にかけて結構条例がつけられていますし、確かな情報ではないのですが池田市でも去年条例がつけられていると聞いています。

## 部会委員

ないよりはあった方がマシという考え方には市民の立場からすると理解できません。商業の活性化のためにつくるのではないのですか。

## 部会委員

あくまでもこれは案であって、良い点などを踏まえて内容を修正していけばいいのではないのでしょうか。やはり、川西独自のものをつくって行きたいと思っておりますので、文言等もしっかりとご検討いただきたいと思えます。

## オブザーバー

藤沢市には、この中で一番地域貢献などの理念が盛り込まれているように思います。商工会案については、前回の部会の前につくったもので、前回の部会の内容がしっかりと網羅されている訳ではありません。商工会案をどうしても進めて欲しいということではなく、この案をしっかりと揉んでもらいたいということだと思います。

## 部会長

確かに、これを商工会案として提示すると、藤沢市と比べてどうかというような懸念もあったのですが、だからと言って他市条例だけでは議論にはならないと思ひ、あえて商工会案を提示させていただきました。ですので、この商工会案にこだわるものではありません。

それでは、今までの議論を一度整理させていただきます。

まず、条例が本当に商業の活性化につながるのかという意見がございましたが、前回もしくは前々回の部会で、みなさんと確認しましたように、決して条例ができて100%商業の活性化につながるということではなく、あくまでも条例はパーツの1つであるということです。

やはり、色々なパーツを組み合わせながら、本市の商業活性化や地域貢献に繋げていくということです。条例をすべてと思わないで欲しいこれが第1点です。

次に、他市において、このような条例をつくって本当に商業活性化につながっているのかという運用面の議論になると本当に心許ない部分が多いのではないかと思います。ただ、高槻市の事例で報告いただいたように、この条例をつくることによって、商業者に対するかなりのプレッシャーにはなります。高槻市でも条例ができたことで商店街の振興組合の理事長さんも実際はかなり動かれたということで、このような条例がなければ、とおり一遍の加入をお願いして、とおり一遍の活性化の取り組みをすることになるのですが、条例ができることで背水の陣が敷かれて、条例に基づきながらドブ板選挙的な商業振興の取り組みが展開されていくという側面もあるのではないのでしょうか。

続いて、加入を求めていくことについて「自助努力」ではという意見はおっしゃるとおりですが、結局、施策、政策ができあがる時と言うのは基本的には自助努力ではどうにもならない状況だと私自身は理解しています。大店法や大型店の立地規制、出店規制を行うような商業政策があったのですが、それについても振り返って見れば、戦前からの歴史の中で、商店街や個店のがんばりでは本当にどうしようもない圧倒的な資本力格差の中でやられてしまい自助努力だけではどうにもならない状況で、ある程度政策的な枠を作って、その枠の中で自助努力を前提に進めてきました。やはりそういう位置づけになっていくと思ひます。

私自身は、条例をつくっていく中で、自助努力はありきなのですが、公的にこのような枠組みを設けざるを得ない状況になっているという認識をお願いしたいと思っています。

現場では加入促進の活動もやられていると思いますが、けんもほろろというのが実情だと思います。10年、20年、30年、40年前と比べてチェーン店の比率がかなり高まっていると思います。これまでの条例の議論の中で、大型店とってしまうので、大型店と商店街という図式になりがちですが、むしろ大型店ではなくてチェーン店です。中心市街地だけではなく、郊外にもチェーン店は展開しています。それらの大半は全国資本ですので、本部の指導の下にありますので、「地域の組織には入るな。お金は出す必要はない。」という方向性があるかと思っています。全国資本が商業の分野で増えてきているという現状の中で、今までのような自助努力ではどうしようもない状況になっていると思います。そこにアプローチしていくのが、このような他市における条例なのだと思います。

あと、結局は川西市の商業振興において何が大事かと、最後はここになってくるかと思っています。吹田市では産業振興条例の中で、「吹田市の産業振興は中小企業の発展がないとダメ」、外部資本の導入で産業振興を図るのではなく、内発的な中小企業の発展において吹田市の産業振興を図っていくということをやっています。だから、中小企業の振興を図っていくためには、地域の経済団体にも加入してもらい、組織的な力を高めていくという方向性をだされています。ですので、我々もここで問われているのは、「川西市の商業振興を図っていくにはどうするのか」ということです。チェーン店でいいのか、大型店でいいのかと。もちろんチェーン店も大型店も大事なのですが、ベースの部分に何を置くのかと。

そこで、吹田市のように、地域商業、特に商住一体となった、地域の住民である商業者が川西市商業の発展、継続、振興のためにも大事であるという認識に立つのであれば、条例がどのように効果を発揮してくるのかも大事ですが、市の産業政策、商業振興政策の根幹として何をベースに置くのかが出発点になると思います。

ただ、これまでの議論の中では、地域の商業振興だけでは少し物足りないのではないかと、現代の地域の中での商業のあり方を考えると、地域貢献というものが無いといけない、むしろ地域貢献という面が大事であるという議論でした。大いに地域貢献というものを大々的に盛り込んだ形で、条例化の方向でご検討いただければと考えております。

#### 部会委員

地域貢献については、例えば商工会案の第5条などでもパラパラと記載されていますが、やはり「目的」の部分にしっかりと地域貢献を入れるべきではないでしょうか。

#### 部会委員

自助努力でがんばっても厳しいというのが現状だと思います。アンケートの結果でも能勢口周辺の活性化を望む声が多かったように思います



が、市内でも拠点拠点には大きなスーパーが入っています。個人の商業者が生き残ろうとしたら、本当に地域に密着して、昔の御用聞きのような活動をしなないと、待っているだけでは本当にダメだと思います。やはり、消費者は便利で安いほうに流れますので、地域で個人の商業者が生き残っていくのは、今の状況では無理のように思います。そして、そのような個人の商業者を市が助けられるかという助けようがないと思います。商店街を再構築して、新しい商店街を作るといっては無理な話だと思います。中心市街地ならまだ可能性があるかもしれませんが、お金がないので。例えば、阪急を巻き込んで、大きなビルを建ててもらって誘客を図り人がどんどん入ってくるようにしないと難しいわけです。スーパーは買物に不便なところなどの空白地帯を狙っています。大型店は競争ですので、市に対して我々も「助けてくれるのか」という意見が出るものわかります。資金的にも同じです。そのような横暴を許さないためには、市民としては地域貢献を入れる必要があると思います。ただ、藤沢市のような具体的な7項目を条例に入れると、大型店は嫌がってしまうと思います。

まち全体としては、中心市街地をもっと活性化させるべきだと思いますし、市が本当に動くのであれば、阪急にしっかりと働きかけていくべきなのです。駅前のジャスコの跡地についても検討すべきです。

#### 部会委員

三角地の8割は阪急が持っていますが、採算が合うものしか企業は作りません。優良企業もなかなか出店してもらえない状況ですがこの辺りの中心地では三角地が最後の開発になると思います。個人的には、世界や日本の経済情勢を見ても、昔のように大きなものを造れば客がどんどんくるという時代ではないと思います。

確実に採算ベースにのる開発というのは、下に店を造って上はマンションにするようなものではないかと思います。市からは阪急に再三要望しているようで、今の景気の状況では難しいのではないのでしょうか。

#### 部会長

条例の方向性としては、スタートラインは地域商業の振興であったと思いますが、むしろ条例の名称なども含めて、地域商業の地域貢献への関わりというか、地域商業の地域貢献の促進に関する条例という捉え方でよろしいのでしょうか。もちろん、地域商業の振興があって、地域貢献を全面的に打ち出していくということになります。そうなってくると、第1条の「目的」については、藤沢市の第1条をモチーフにしていくということになるとと思います。このような理解でいかがでしょうか。

#### 部会委員

条例をつくることに100%反対ということではありませんが、つくるのであれば、地域貢献をしっかりと入れないと市民は納得しないと思います。

部会委員

私も地域貢献は必要だと思います。

部会委員

条例に地域貢献を入れるのはもっともなことだと思います。

部会委員

そのような内容を入れて頂ければと思います。川西流の条例案をつくれれば良いと思います。

部会長

次回以降に踏み込んだ議論を進めていくことになると思います。

まず、本市において想定していく条例としては、名称をどうするか。地域商業の振興を念頭に置きながら、地域貢献という部分が前面に出てくるような条例の名称を我々部会としては提案していくということです。従って、条例の第1条の「目的」の部分は、藤沢市の第1条をモデルにしていくこととなります。そうなってくると基本理念、方針についても、藤沢市と近いような形になってくるのではないかと思います。ただ、「市民の理解と協力の下に」という部分では、市民がどのように「協力」するのかということが残りますが、その点についてはまたご議論して頂くということで。「商業の振興及び地域貢献を推進していくことを基本とする」という部分につながってくるのではないのでしょうか。

部会委員

藤沢市の条例については、「商業振興」と「地域貢献」の文言が入っているので良いのではないのでしょうか。ただし、「市民の協力」については不要だと思います。

部会委員

私も、基本理念については、藤沢市ベースで良いと思います。

部会委員

私は、商業者だけではなく、商業の活性化には市民の協力と理解も必要だと思います。「何を協力するのか」と言われても困りますが、例えば活性化のためのイベントをしても「うるさい」と言われることもありますので、そういう意味での日常的な協力もあるのではないかと思います。

部会長

文言については今後も協議していただく必要があります。

次は、行政についてですが2つタイプがあります。高槻市や杉並区のように、ある程度これまでの市としての施策を進めてきていますので、新たな財政支出というものはないのですが、市が協力できる施策としてこれまでのものを列挙しておくパターンと、藤沢市のようにそれは自明のことだということで、既存の施策としておき、それを抽象的に市の責

務ということでもまとめているパターンがあります。この点については、いかがでしょうか。

部会委員

藤沢市については、「国、神奈川県～」という記載があり、国や県に従って同じように施策を推進していくというように思いますが、中心市街地の活性化については法律に基づいてずっと動いてきており、その中でこのような条例も考えられているように思います。そうすると、国や県の施策と別に、市が独自のことをやるのであれば「市は」という記載だけでいいのではないのでしょうか。

部会委員

商店会や経済団体はすべて「責務」となっていますが、市のところだけ「施策」になっています。ここは「市の責務」に統一したらいいのではないのでしょうか。

部会長

この項目については、ポイントは2つあります。

ご指摘がありましたように、市だけが「施策」となっていますので、ここも「市の責務」に統一した方がいいのではないかということです。その意味というのは、既存の施策はある訳ですので、必要になってくるのは、市が新たに商業振興に関してどのように関わっていくのかというところが重要になります。ですので、既存施策を並べるようなものではなく、藤沢市のようにまとめた方がいいのではないかというご意見になります。

「国、県」について盛り込んでいくのかという論点については、当然施策を振興するにあたっては、私自身は重要なポイントになるのではないかと思っております。前も触れましたが、商業振興を図っていくにあたっては、県や国が用意しているメニューを活用して行くことが重要となります。それらをうまく活用して行くためにも、「国や県と連携して」という表現も重要になってくるのではないかと思っております。

部会委員

国や県からの補助金などもありますので、明記しておいた方がよいのではないのでしょうか。

部会委員

市は国や県の施策の下で動いているので、「国、県」といった文言はいらないように思います。「市」だけでよいのではないのでしょうか。

部会長

それでは、行政に関する記載については、藤沢市条例の第4条をベースに事務局で文言を調整していただくことにします。

部会委員

藤沢市では、「市は、国、神奈川県及び地域経済団体と連携した上で～」となっています。この点で、高槻市が良いと思ったのは、高槻市の

条例では、「市は、事業者、商店会及び経済団体の自主活動と連携して～」という表現になっているところです。私は高槻市のこの表現が良いと思います。

部会長

行政については、商工会案の第7条のように、「市は、事業者、商店会及び経済団体の自主活動と連携して、第3条に規定する基本方針に則り」、その後は藤沢市の「商業振興のための施策の策定、実施及び推進に努めるものとする」に繋げていくということによろしいでしょうか。また、何かありましたら次回ご意見をお願いします。

次の「定義」については、事務局にお任せしたいと思いますが、商工会案ベースをお願いします。

部会委員

定義には「事業者」という言葉を絶対入れなくてはいけないと思います。あと、「経済団体」については、川西市には商工会以外に何かあるのでしょうか。

事務局

商店連盟がここに入ってくると思います。

部会委員

「経済団体」というと、大企業のようなイメージがありますが。

オブザーバー

商工会案の「定義」の(4)の「または市内における商業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会」に商店連盟が入ってきます。

部会長

「定義」については、商工会案をベースに本市の現状を踏まえて事務局で検討してください。

それでは、次に「事業者の責務」について検討をして参ります。地域貢献を最初にうたうということを我々は方向性として打ちだしておりますので、かなりの部分で藤沢市条例をモデルにして行かざるを得ないと思います。藤沢市の第7条では、「地域社会の一員であるとの認識に立って」「市民の良好な生活環境に配慮した事業展開及び雇用促進、環境対策、防犯活動、防災活動等の地域社会への貢献に努めるものとする。」という部分と、商工会案で提示している商業の振興も掲げながら、同時に藤沢市の地域貢献の部分をミックスするような形になると思います。いかがでしょうか。

部会委員

藤沢市ベースが良いと思います。

個人の商業者でも家庭ごみのところに自分たちの事業ごみを捨てる人もいます。その部分については、藤沢市条例の「環境対策」になってくるとと思います。あと、大型店でもほとんどがリサイクル活動をやっていますが、阪急はあまり積極的ではないように思います。

自転車についても阪急側とアステ側で全然対応が違います。アステ側はしっかりしていますが、阪急側はきれいに整理できていないのです。

事業者とくに大型店についてもしっかりと清掃活動をやっていく必要があると思います。JR側の京都銀行も清掃活動をやっています。ただ、三井住友銀行側の自転車についてはまったく対応ができていません。このような条例ができたなら、もっと積極的に事業者等に対応できるように思います。

部会長

もう一度整理します。商工会案の第4条の最初の部分と藤沢市条例をミックスするような形で提案するということがいかがでしょうか。

部会委員

商業者はすべての商業者という意味ですよね。このあとに、商店会とか商工会などがありますが、どちらかという部分ということですね。商店会の責務には、防災や防犯についての記載がありますが、商店会だけにあるというのは不自然な感じがしますし、商業者の部分にもある程度しっかりと記載しておいた方が加入していない商業者に働きかけるときにもわかりやすいのではないかと思います。

部会委員

そのような対応でよいのではないかと思います。

部会委員

商工会案と藤沢市条例をミックスしていただければいいのではないかと思います。

部会長

では、商工会案の第4条の2、3、4についてですが、ここは一番の根幹部分になってきます。この部分と、藤沢市の第8条にあるような「地域貢献事業に参加し、または協力するように努めなければならない。」をミックスするような形で考えればと思います。

ただ、この後の議論として、藤沢市のように具体的な内容を事細かに書くのかということがあります。まずはこの点については置いておきまして、商工会案の第4条の2、3、4と藤沢市の第8条の後半部分をミックスするという形でいかがでしょうか。

部会委員

藤沢市条例の8条の(1)～(7)については、すこし厳しいかもしれませんが、(1)～(3)については良いかと思いますが、(4)や

(5) は必要でしょうか。また、(6) についてはできないのではないのでしょうか。そうすると条例には細かく入れない方が良くと思います。(4) ~ (6) は大型店が気の毒のように思いますが、(1) ~ (3) は必要であると思います。

部会委員

(4) は別になくてもいいように思います。藤沢市条例の第8条にある「自らが地域社会の構成員であるとの認識にたつて」という文章があればよいと思います。

部会委員

小売店サイドから見ると、特に問題はないように思いますが、大型店から見た場合はどうなのでしょう。あまり色々入れてしまうとプレッシャーになってしまうのではないのでしょうか。

部会委員

私も(1) ~ (3) については記載してもいいかと思います。(4) ~ (6) については、個人的には大型店は独自に色々な活動をされているように思います。

部会長

商工会案の第4条の2、3、4をきちんと規定しながら、藤沢市のような地域貢献事業に結び付けていくということによろしいでしょうか。

各部会委員 異議なし

部会長

方向性としてはそのような形で、条文の内容などについては検討いただければと思います。

部会委員

藤沢市条例の第9、10条は削除してもいいのではないのでしょうか。

部会長

これについては、ヨーロッパでは取り組んでいるのですが、日本では無理だと思いますので、藤沢市条例の第9、10条のような項目については要求しないということで合意が得られたと思います。

それでは、商工会案の第5条や6条、商店会や商工会等の責務についてですが、第5条については我々の目的からもはずせない内容だと思います。ただ、「地域に愛される」という表現については整理が必要になると思います。藤沢市条例とも照らし合わせながら考えるということはいかがでしょうか。

部会委員

内容的にはこれで結構だと思います。

部会委員

特に問題はないと思います。

部会長

この部分については、商工会案をベースに整理をして頂ければと思います。商工会案の第6条についても特段問題はないように思いますが、いかがでしょうか。

部会委員

商工会からみた場合、「地域社会へ貢献するよう努めるものとする。」という文言は必要でしょうか。「経済団体」といえば、川西の場合は、ほぼ商工会しか該当しないですよ。

部会長

「地域社会へ貢献するよう努めるものとする。」という文言はいかがかという意見ですが。

オブザーバー

商工会の目的のなかで、「社会一般の福祉の増進に資する」というものが入っておりますので、それほど抵抗がある文言ではありません。

部会長

あと、この文言がこの部分にないと全体の整合性がとれなくなってしまうので、私はあって然るべきかと思います。

それと、実際に「経済団体」と言っても商工会くらいしかないのではないかというご指摘がございました。私は個人的には他にもあるように思いますので「経済団体」としておくことが妥当かと思いますが、いかがでしょうか。

オブザーバー

「経済団体」としておくべきかと思います。

部会委員

「経済団体」の責務について、商工会が良いというのであれば、このままで結構です。

部会長

最後に「市民」については、杉並区のみが「区民の協力」という形で設定しておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

部会委員

市民の「理解」についてはわかるのですが、「協力」についてはよくわかりません。杉並区も「取り組みに協力する」とありますが、このような表現は個人的にはいらないと思います。何を協力するというのでしょうか。

部会長

一般論ですね。具体的には、市民さんがフリーマーケットに参加して、商店街のイベントに協力するということはあると思います。

部会委員

一般の市民さんはそのように協力することはないということです。ボランティア活動などに参加している市民さんは協力する機会があるのかもしれませんが。杉並区の条文で区民を市民に置き換えた場合、何を協力のするのかということになります。

部会委員

いらないと思いますが、何か問題があればこれについて条例に入れるという形で。

部会委員

そこが大事なのです。条例にこのような文言が入っていれば、例えば商業に関するイベントなどがあった場合、市民がかり出されるということも可能になってしまうのですよ。それはできないと思います。「協力に努めるものとする」なのであくまでも努力目標ではありますが、一般の商業者がイベントする際に、普通の何も関係ない市民に対して、「ちょっと参加してください」と要請できるということになりますよ。個人的なつながりがあればいいのですが。

部会委員

私もこの部分はいらないように思います。

部会長

市民感覚からは、何かあった時、この部分が手かせ足かせ的な部分に見て取れるというご意見だと思いますが。ここは最初の商工会案にも提示されておりませんので、あえて出さないということによろしいでしょうか。

各部会委員 異議なし

部会長

これで全項目についての検討をいただきました。次回は本日いただきましたご意見と、本日ご欠席の委員からのご意見を個別にいただきまして、本部会で提案する条例のたたき台を事務局から提示いただき、細かい文言なども見ながらご議論いただけたらと思います。他に言い残された点などございますか。

部会委員

もう1回念押しではありませんが、藤沢市条例の第4条の2で「市は商店街の活性化及び商店会の経営基盤の安定化に資する支援に努めるものとする。」という文言そのものは入れなくてはいけないと思います



が、この中で、既存の施策として融資あっせん制度等があるはずなので、これが含まれていると解釈しています。違う表現になると、市は恒久的に助成をしなくてはいけないということになってしまいますので、市の施策のなかで財政状況も考えながら補助や助成のアップダウンなどもあるということは、こちらに含まれているという理解でおります。

## 2. その他

### 事務局

条例の素案を作成させていただくため、次回の部会までは少し時間をいただきたいと思っております。条例という形態ですので、表現上の制限などもあり、法制担当課との協議も必要となって参りますので、次回は4月以降で日程調整をさせていただきます。

### 部会長

熱心な検討をしていただき、良い形で我々部会としての条例案がまとめられそうな目途が立って参りました。中には厳しいご意見もありましたが、今の時代というのは、市民感覚を抜きにしては、経済活動はなかなか成り立たないと思っておりますので、川西市バージョンの条例ができそうな気がしますので、文言等含めて次回にご検討いただければと思います。

本日はありがとうございました。